

道路・河川の権限移譲に係る緊急アピール

地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、全国知事会は、直ちに国に対し、道路・河川に係る権限移譲の具体的な考え方や方法等を示すよう求めてきたところである。

しかし、現時点において国が示している考え方は、権限移譲の範囲が極めて限定的なものであり、これまで全国知事会が提言してきた「国の出先機関の抜本的見直し」につながるものではない。

また、権限移譲に当たって最も基本になる、財源や人員等についての扱いについては今後の検討課題とされるにとどまっており、これでは本格的な協議を開始することは難しい。

政府は、地方分権改革推進法の趣旨に沿って権限移譲の具体化が進むよう、以下の事項について、真摯に対応することを強く求めるものである。

記

- 1 権限移譲の範囲は、国の出先機関の抜本的な廃止縮小を見据えたものとする。
- 2 権限移譲に伴い、地方整備局予算から分割・移管する財源や人員、機材等について基本的な考え方を具体的に示すこと。
- 3 災害時における国の役割や基本的な支援体制を明確にすること。
- 4 以上の事項の検討を進めるに当たり必要な道路・河川に関わる予算・事務量・人員等の情報について、積極的に開示すること。

平成20年7月9日

全国知事会

会 長 麻 生 渡

地方分権推進特別委員会委員長

山 田 啓 二